

意見を募集します - パブリックコメント -

◎弘前市地域福祉計画（素案）

市では、地域共生社会の実現に向けた施策を推進するため、地域福祉に係る総合的な取り組みに加え、成年後見制度の利用促進や再犯防止に係る計画を盛り込んだ「弘前市地域福祉計画」を策定します。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集します。

募集期間 11月2日(月)～12月1日(火)必着

計画（素案）の閲覧場所 福祉総務課（市役所1階）、市役所総合案内(市役所1階)、岩木総合支所総務課(賀田1丁目)、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（ヒロロ〈駅前町〉3階）、市民課城東分室（総合学習センター〈末広4丁目〉内）、各出張所
※市民課駅前分室は(土)・(日)と(祝)も閲覧可／市ホームページからも閲覧可

対 次の①～⑥のいずれかに該当する人

①市内に住所を有する人／②市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体／③市内の事務所または事業所に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人／⑥本素案に利害関係を有する人

提出方法 所定様式の場合は必要事項を、任意様式の場合は、氏名(法人等の場合は名称および代表者氏名)、住所、在住・在学の別(対象者の区分〈**対**①～⑥のいずれか)）、件名(「弘前市地域福祉計画(素案)への意見」)を明記し、次の①～⑤のいずれかの方法で福祉総務課へ提出してください。

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、福祉総務課宛て／②福祉総務課（市役所1階）へ持参／③F 32-1166／④E fukushisoumu@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

※「わたしのアイデアポスト」は市役所総合案内、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置

その他 記入漏れ等がある場合は、意見として受け付けません／電話など口頭では受け付けません。

意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、個人情報を除き、対応状況を市ホームページで公表します／個別の回答は行いません。

問 福祉総務課（☎ 40-7037）



◎第10期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）

市では、高齢者に関する福祉施策と介護保険事業を総合的・体系的に実施していくため、「第10期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集します。

募集期間 11月4日(水)～12月3日(木)必着

計画（素案）の閲覧場所 介護福祉課（市役所1階）、市役所総合案内(市役所1階)、岩木総合支所総務課(賀田1丁目)、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（ヒロロ〈駅前町〉3階）、市民課城東分室（総合学習センター〈末広4丁目〉内）、各出張所
※市民課駅前分室は(土)・(日)と(祝)も閲覧可／市ホームページからも閲覧可

対 次の①～⑥のいずれかに該当する人

①市内に住所を有する人／②市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体／③市内の事務所または事業所に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人／⑥本素案に利害関係を有する人

提出方法 所定様式の場合は必要事項を、任意様式の場合は、氏名(法人等の場合は名称および代表者氏名)、住所、在住・在学の別(対象者の区分〈**対**①～⑥のいずれか)）、件名(「第10期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)への意見」)を明記し、次の①～⑤のいずれかの方法で介護福祉課へ提出してください。

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、介護福祉課宛て／②介護福祉課（市役所1階）へ持参／③F 38-3101／④E kaigo@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

※「わたしのアイデアポスト」は市役所総合案内、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置

その他 記入漏れ等がある場合は意見として受け付けません／電話など口頭では受け付けません。

意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、個人情報を除き、対応状況を市ホームページで公表します／個別の回答は行いません。

問 介護福祉課（☎ 40-7099）



認可保育所・認定こども園（保育部分） 令和9年4月からの利用申し込みを受け付け（2・3月も含む）

認可保育所や認定こども園を利用する場合、市への申し込みが必要です。必ず事前に見学し、園から直接説明を受け、お子さんにあった保育所等を検討してください。各家庭の諸事情を総合的に勘案した上で審査し、利用の可否を決定します。幼稚園や認定こども園の教育利用、企業主導型保育施設などの認可外保育施設は、各施設へお申し込みください。

詳細は、市ホームページや案内冊子でご確認ください。なお、市内の施設一覧表や申込書類、案内冊子は、各受付窓口・各認可保育所・各認定こども園または市ホームページで入手・閲覧できます。

対 就労や病気などにより家庭での保育が困難な保護者
受付窓口 こども家庭課（市役所1階）、岩木総合支所民生課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）

受付期間 ◎窓口…12月1日(火)～28日(月)（受け付けは平日の午前8時30分～午後5時）

※こども家庭課のみ、12月12日(土)・13日(日)も受け付けます。

◎郵送…12月21日(月)必着

申し込みの際に必要なもの

- ①教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書
- ②確認同意書 ③見学チェック表
- ④保育が必要であることを証明するもの【**下表**】
- ⑤必要に応じて、保育料・副食費の階層区分を算定するための提出書類（◆）
- ⑥本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ⑦マイナンバーの確認ができるもの（◆）**保育料・副食費の階層区分を算定するための提出書類（一部のみ記載）**

【**児童の就学前の兄弟姉妹が次の施設等を利用している場合**】

特別支援学校幼稚部／児童心理治療施設／児童発達支援／医療型児童発達支援…在園証明書の原本

【**児童本人または同居者が次の手帳等の交付を受けている場合**】

身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／愛護（療育）手帳／障害基礎年金証書…手帳等のコピー

問 こども家庭課（☎ 35-1131）

申し込みの順番は
利用の可否に影響しません

保護者が保育を必要とすることを証明するもの（次のいずれか）

保育を必要とする事由		提出書類
就労 (月48時間以上)	●雇用されている人 ●自営・農業をしている人（実家手伝い、内職を含む）	就労証明書の原本（市の指定様式を使用） ※育児休業明けの場合は、育児休業期間と復職予定日が記載されているもの
産前産後の場合 (出産予定日の8週間前の日が属する月の初日～出産予定日から起算して8週間が経過する日の翌日が属する月の末日)		①母子健康手帳の表紙と分娩予定日記載ページのコピー ②誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用）
疾病等により 長期療養を要したり、 障がいがある場合	疾病	医師の診断書の原本（市の指定様式を使用／保育が困難であることが記載されているもの）
	障がい	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛護（療育）手帳などの氏名・等級・交付年月日記載ページのコピー
病人や障がい者などの看護・介護をしている場合 (月48時間以上)		介護・看護状況申告書（市の指定様式を使用）
災害で罹災した自宅等の復旧活動を行う場合		罹災証明書の原本
職業訓練校・大学・専門学校などに通学している場合 (月48時間以上)		①就学（職業訓練）状況証明書（市の指定様式を使用） ②誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用）
求職活動を継続的に行っている場合		①誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用） ②求職活動を証明するもの (ハローワーク受付票、求人票のコピーなど)

※家族状況に応じ、保護者以外の同居者（祖父母等）についても証明書などを提出していただく場合があります。